資料１

いきいき国英コミュニティバスのバス停共用について

いきいき国英ふるさとづくり協議会

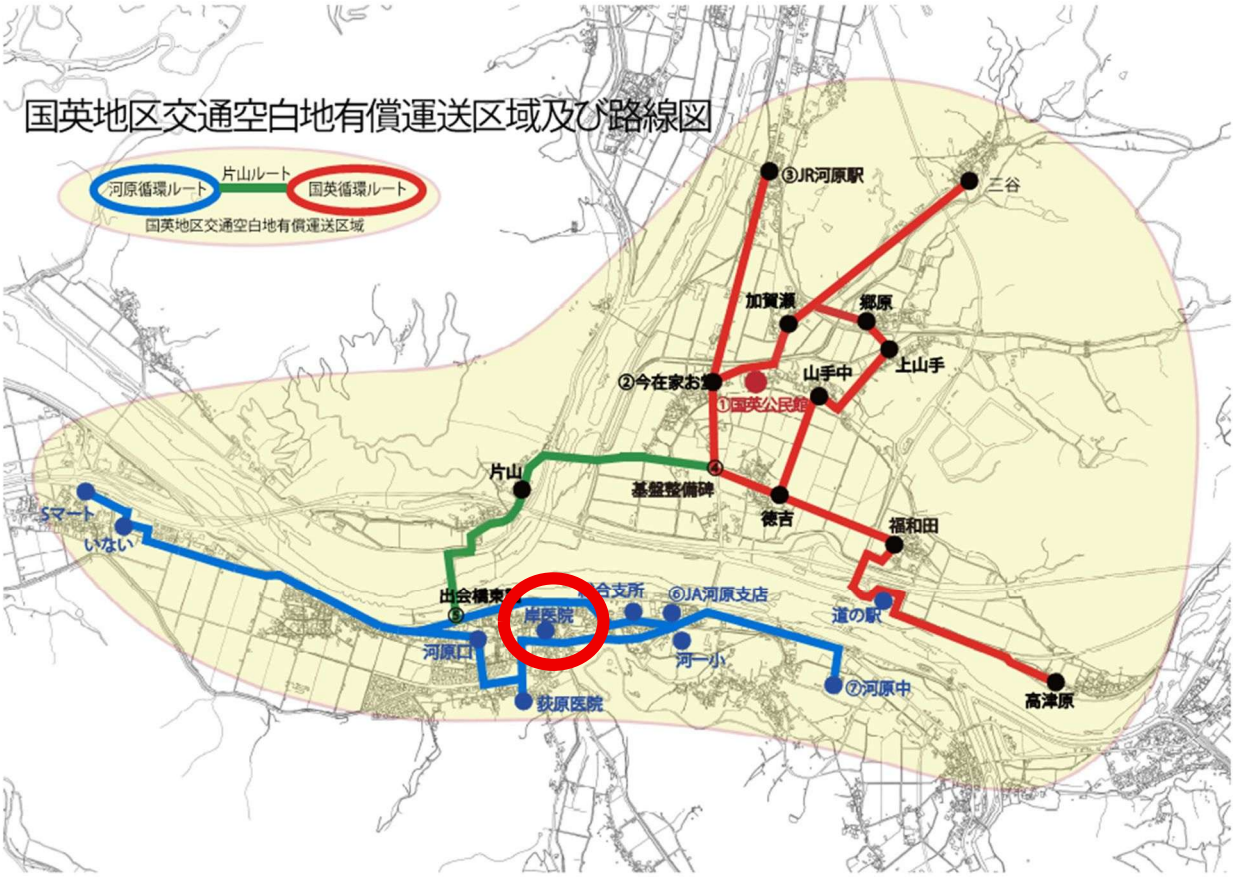
いきいき国英ふるさとづくり協議会が運行する交通空白地有償運送「いきいき国英コミュニティバス」は、令和３年４月に鳥取市河原町国英地区の住民の生活交通として運行を開始しています。

令和８年４月１日より一部ルートを変更して運行を行っておりますが、日ノ丸自動車㈱のバス停と重複するバス停の共用利用について、バス事業者の運行に支障がないことの確認ができましたので、別紙のとおり、合意書を公安委員会に提出してよいか、お諮りします。

※バス停共用とは

交通空白地有償運送・市有償バスの車両が路線バスの停留所において乗客を乗降させる場合、関係者（生活交通会議）で合意の上、公安委員会に合意書を提出し、公安委員会が公示を行うことで、バス停共用が可能となります。

「いきいき国英コミュニティバス」運行ルート



うち「岸医院」の停留所について、日ノ丸自動車(株)の路線バス「河原」のバス停を共用利用する申請を行います。

（案）

令和８年　月　　日

鳥取県公安委員会委員長　様

鳥取市生活交通会議
会長　谷本　圭志

鳥取市内の乗合自動車の停留所における一般旅客自動車運送事業用自動車等の
停車又は駐車に関する合意書

道路交通法（昭和３５年法律第 105 号）第 44 条第２項第２号の規定に基づき、鳥取市内の乗合自動車の停留所における一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車に関して下記のとおり合意したことを証する。

記

１　一般旅客自動車運送事業用自動車等が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称
別紙「停留所一覧」のとおり。

２　１に停車又は駐車をする一般旅客自動車運送事業用自動車等の範囲
いきいき国英ふるさとづくり協議会が行う自家用有償旅客運送「いきいき国英コミュニティバス」（道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 78 条）の用に供する自動車。

３　１における２の停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項
１の停留所における２の停車又は駐車は、２に係る運行時間内に限るものとする。

【添付書類】
・鳥取市生活交通会議設置要綱
・鳥取市生活交通会議委員名簿
・鳥取市生活交通会議議決結果